

## ニーズ調査票 修正前・修正案対照表 (追加修正分)

## 1 就学前調査票

は変更箇所

修正前	修正 (案)
<p>6 ページ</p> <p>問 1 7-4 現在、「幼稚園」、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」、「認可保育園」、「認定こども園」、「家庭的保育」、「事業所内保育施設」、「居宅訪問型保育」のいずれかを利用されている方に。保育の必要性の有無や保育の必要量について認定(「支給認定」)を受けている場合は、該当の番号に○印をつけてください。(1つに○)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 1号認定〔教育標準時間認定〕</li> <li>2. 2号認定〔保育標準時間認定(1日あたり最長11時間)〕</li> <li>3. 2号認定〔保育短時間認定(1日あたり最長8時間)〕</li> <li>4. 3号認定〔保育標準時間認定(1日あたり最長11時間)〕</li> <li>5. 3号認定〔保育短時間認定(1日あたり最長8時間)〕</li> <li>6. 認定は受けていない</li> </ol> </div> <p>8 ページ</p> <p>問 1 9 保育園や幼稚園、認定こども園などの施設やサービスを、現在利用している、利用していないにかかわらず、平日(月曜日から金曜日)にお子さんに「定期的に」利用させたい、あるいは、保護者が定期的に利用したいと考える施設やサービスをお答えください。(すべてに○) なお、これらの施設やサービスを利用するためには、一定の利用料を支払う必要があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【教育・保育】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 幼稚園(通常のが園時間だけ利用)</li> <li>2. 幼稚園+幼稚園の預かり保育(通常のが園時間に利用し、さらに時間を延長して定期的に預かるサービスを利用)</li> <li>3. 認可保育園(市役所に申し込んで入る公立保育園や私立保育園)</li> <li>4. 認定こども園(施設の中に幼稚園と保育園がある施設)</li> <li>5. 小規模な保育施設(主に3歳未満の子どもをおおむね6~19人預かる施設で、市役所が認可したもの)</li> <li>6. 家庭的保育(保育士などがその自宅などで子どもを預かるサービス)</li> <li>7. 事業所内保育施設(会社や病院が主に従業員のために子どもを預かる施設)</li> <li>8. その他の認可外の保育施設</li> <li>9. 居宅訪問型保育(ベビーシッターなどが自宅を訪問して子どもをみてるサービス)</li> </ol> <p>【子育て支援】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>10. 地域子育て支援センター(保育園)や子育て広場など子育ての仲間が集まる場</li> <li>11. ファミリー・サポート・センター(センターに登録している近所の人子どもをみてるサービス)</li> <li>12. その他( )</li> </ol> <p>【療育】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>13. こども発達支援センター(地域支援センター、杉の子学園、わかたけ園)、児童発達支援事業所</li> <li>14. 特になし</li> </ol> </div>	<p>6 ページ</p> <p>問 1 7-4 現在、「幼稚園」、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」、「認可保育園」、「認定こども園」、「<u>小規模な保育施設</u>」、「家庭的保育」、「事業所内保育施設」、「<u>その他の認可外の保育施設</u>」、「居宅訪問型保育」のいずれかを利用されている方に。保育の必要性の有無や保育の必要量について認定(「支給認定」)を受けている場合は、該当の番号に○印をつけてください。(1つに○)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 1号認定〔教育標準時間認定〕</li> <li>2. 2号認定〔保育標準時間認定(1日あたり最長11時間)〕</li> <li>3. 2号認定〔保育短時間認定(1日あたり最長8時間)〕</li> <li>4. 3号認定〔保育標準時間認定(1日あたり最長11時間)〕</li> <li>5. 3号認定〔保育短時間認定(1日あたり最長8時間)〕</li> <li>6. 認定は受けていない</li> </ol> </div> <p>8 ページ</p> <p>問 1 9 保育園や幼稚園、認定こども園などの施設やサービスを、現在利用している、利用していないにかかわらず、平日(月曜日から金曜日)にお子さんに「定期的に」利用させたい、あるいは、保護者が定期的に利用したいと考える施設やサービスをお答えください。(すべてに○) なお、これらの施設やサービスを利用するためには、一定の利用料を支払う必要があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【教育・保育】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 幼稚園(通常のが園時間だけ利用)</li> <li>2. 幼稚園+幼稚園の預かり保育(通常のが園時間に利用し、さらに時間を延長して定期的に預かるサービスを利用)</li> <li>3. 認可保育園(市役所に申し込んで入る公立保育園や私立保育園)</li> <li>4-1. 認定こども園(施設の中に幼稚園と保育園がある施設)の幼稚園部分</li> <li>4-2. 認定こども園(施設の中に幼稚園と保育園がある施設)の保育園部分</li> <li>5. 小規模な保育施設(主に3歳未満の子どもをおおむね6~19人預かる施設で、市役所が認可したもの)</li> <li>6. 家庭的保育(保育士などがその自宅などで子どもを預かるサービス)</li> <li>7. 事業所内保育施設(会社や病院が主に従業員のために子どもを預かる施設)</li> <li>8. その他の認可外の保育施設</li> <li>9. 居宅訪問型保育(ベビーシッターなどが自宅を訪問して子どもをみてるサービス)</li> </ol> <p>【子育て支援】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>10. 地域子育て支援センター(保育園)や子育て広場など子育ての仲間が集まる場</li> <li>11. ファミリー・サポート・センター(センターに登録している近所の人子どもをみてるサービス)</li> <li>12. その他( )</li> </ol> <p>【療育】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>13. こども発達支援センター(地域支援センター、杉の子学園、わかたけ園)、児童発達支援事業所</li> <li>14. 特になし</li> </ol> </div>

1 就学前調査票



は変更箇所

修正前	修正 (案)
<p>10ページ</p> <p>問23-1 保育園や幼稚園、認定こども園などの施設やサービスを、現在利用している、利用していないにかかわらず、平日（月曜日から金曜日）にお子さんに「定期的に」利用させたい、あるいは、保護者が定期的に利用したいと考える施設やサービスをお答えください。（すべてに○） なお、これらの施設やサービスを利用するためには、一定の利用料を支払う必要があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【教育・保育】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 幼稚園（通常の就園時間だけ利用）</li> <li>2. 幼稚園+幼稚園の預かり保育（通常の就園時間に利用し、さらに時間を延長して定期的に預かるサービスを利用）</li> <li>3. 認可保育園（市役所に申し込んで入る公立保育園や私立保育園）</li> <li>4. 認定こども園（施設の中に幼稚園と保育園がある施設）</li> <li>5. 小規模な保育施設（主に3歳未満の子どもをおおむね6～19人預かる施設で、市役所が認可したもの）</li> <li>6. 家庭的保育（保育士などがその自宅などで子どもを預かるサービス）</li> <li>7. 事業所内保育施設（会社や病院が主に従業員のために子どもを預かる施設）</li> <li>8. その他の認可外の保育施設</li> <li>9. 居宅訪問型保育（ベビーシッターなどが自宅を訪問して子どもをみてるサービス）</li> </ol> <p><b>【子育て支援】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>10. 地域子育て支援センター（保育園）や子育て広場など子育ての仲間が集まる場</li> <li>11. ファミリー・サポート・センター（センターに登録している近所の人子どもをみてるサービス）</li> <li>12. その他（ ）</li> </ol> <p><b>【療育】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>13. こども発達支援センター（地域支援センター、杉の子学園、わかたけ園）、児童発達支援事業所</li> <li>14. 特になし</li> </ol> </div> <p>13ページ</p> <p>問28 小学校になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。低学年（1～3年）、高学年（4～6年）それぞれお答えください。（すべてに○） また、それぞれの希望する1週間の日数についてもお答えください。（（ ）内に数字を記入） 「留守家庭児童育成室」を選択された方は、利用を希望する時間についてもお答えください。</p> <p>※「留守家庭児童育成室」…保護者が仕事などで昼間に自宅にいない場合などに、指導員のもと、子どもの生活の場を提供するものです。サービスの利用にあたっては、一定の利用料が発生します。</p> <p>※「太陽の広場（こどもプラザ事業）」…地域の皆さんの協力により、放課後や週末に小学校や公民館で、自由遊び、学習、スポーツ、文化芸術活動などを体験するものです。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。</p>	<p>10ページ</p> <p>問22-1 保育園や幼稚園、認定こども園などの施設やサービスを、現在利用している、利用していないにかかわらず、平日（月曜日から金曜日）にお子さんに「定期的に」利用させたい、あるいは、保護者が定期的に利用したいと考える施設やサービスをお答えください。（すべてに○） なお、これらの施設やサービスを利用するためには、一定の利用料を支払う必要があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【教育・保育】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 幼稚園（通常の就園時間だけ利用）</li> <li>2. 幼稚園+幼稚園の預かり保育（通常の就園時間に利用し、さらに時間を延長して定期的に預かるサービスを利用）</li> <li>3. 認可保育園（市役所に申し込んで入る公立保育園や私立保育園）</li> <li>4-1. 認定こども園（施設の中に幼稚園と保育園がある施設）の幼稚園部分</li> <li>4-2. 認定こども園（施設の中に幼稚園と保育園がある施設）の保育園部分</li> <li>5. 小規模な保育施設（主に3歳未満の子どもをおおむね6～19人預かる施設で、市役所が認可したもの）</li> <li>6. 家庭的保育（保育士などがその自宅などで子どもを預かるサービス）</li> <li>7. 事業所内保育施設（会社や病院が主に従業員のために子どもを預かる施設）</li> <li>8. その他の認可外の保育施設</li> <li>9. 居宅訪問型保育（ベビーシッターなどが自宅を訪問して子どもをみてるサービス）</li> </ol> <p><b>【子育て支援】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>10. 地域子育て支援センター（保育園）や子育て広場など子育ての仲間が集まる場</li> <li>11. ファミリー・サポート・センター（センターに登録している近所の人子どもをみてるサービス）</li> <li>12. その他（ ）</li> </ol> <p><b>【療育】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>13. こども発達支援センター（地域支援センター、杉の子学園、わかたけ園）、児童発達支援事業所</li> <li>14. 特になし</li> </ol> </div> <p>13ページ</p> <p>問27 小学校になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。低学年（1～3年）、高学年（4～6年）それぞれお答えください。（すべてに○） また、それぞれの希望する1週間の日数についてもお答えください。（（ ）内に数字を記入） 「留守家庭児童育成室」を選択された方は、利用を希望する時間についてもお答えください。</p> <p>※「留守家庭児童育成室」…<u>放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）</u>のこと。保護者が仕事などで昼間に自宅にいない場合などに、指導員のもと、子どもの生活の場を提供するものです。サービスの利用にあたっては、一定の利用料が発生します。</p> <p>※「太陽の広場（こどもプラザ事業）」…<u>放課後子供教室</u>のこと。地域の皆さんの協力により、放課後や週末に小学校や公民館で、自由遊び、学習、スポーツ、文化芸術活動などを体験するものです。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。</p>



1 就学前調査票

は変更箇所

修正前	修正 (案)
<p>22ページ</p> <p>問49 ご自身の子育てが、地域の人に支えられていると感じますか。(1つに○) また、感じる場合は、特に誰から支えられていると感じますか。感じない場合は、特に誰から支えてほしいと感じますか。下の枠内の選択肢の中からあてはまるものをお答えください。(すべてに○)</p> <div data-bbox="201 514 1391 604" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 感じる ⇒ 支えている人 ( )</p> <p>2. 感じない ⇒ 支えてほしい人 ( )</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <div data-bbox="201 653 1391 913" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 近所の人</p> <p>2. 同じ世代の子どもを持つ保護者</p> <p>3. 民生委員・児童委員、自治会、子ども会などの地域団体の人</p> <p>4. 地域活動を行っているNPOなどの人</p> <p>5. 保育園や幼稚園、認定こども園、子育て支援センター(保育園) や子育て広場などの職員</p> <p>6. 市役所の職員</p> <p>7. その他 ( )</p> </div>	<p>22ページ</p> <p>問48 ご自身の子育てが、地域の人に支えられていると感じますか。(1つに○) また、感じる場合は、特に誰から支えられていると感じますか。感じない場合は、特に誰から支えてほしいと感じますか。下の枠内の選択肢の中からあてはまるものをお答えください。(すべてに○)</p> <div data-bbox="1567 514 2786 604" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 感じる ⇒ 支えている人 ( )</p> <p>2. 感じない ⇒ 支えてほしい人 ( )</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <div data-bbox="1567 653 2786 947" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 近所の人</p> <p>2. 同じ世代の子どもを持つ保護者</p> <p>3. 民生委員・児童委員、自治会、子ども会などの地域団体の人</p> <p>4. 地域活動を行っているNPOなどの人</p> <p>5. 保育園や幼稚園、認定こども園、子育て支援センター(保育園)、子育て支援拠点施設(のびのび子育てプラザや子育て広場など)の職員</p> <p>6. 市役所の職員</p> <p>7. その他 ( )</p> </div>

2 小学校調査票

\_\_\_\_\_は変更箇所

修正前	修正 (案)
<p>2 ページ</p> <p>問10 お子さんの子育てや教育について、気軽に相談できる人や場所であてはまるものをお答えください (すべてに○)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 配偶者</li> <li>2. ご自身や配偶者の親、親せき、(同居している) 家族</li> <li>3. 友人や知人</li> <li>4. 近所の人</li> <li>5. 小学校の先生</li> <li>6. 留守家庭児童育成室の指導員</li> <li>7. 児童会館・児童センターなどの子育て支援施設やNPOなどの子育て支援団体</li> <li>8. ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾などの習い事の先生</li> <li>9. 民生委員・児童委員、主任児童委員</li> <li>10. かかりつけの医師</li> <li>11. 市役所の教育相談の窓口</li> <li>12. こども発達支援センター (地域支援センター) の職員</li> <li>13. 携帯電話やインターネットの交流サイト</li> <li>14. 相談できる人はいない</li> <li>15. その他 ( )</li> </ol> </div> <p>※「留守家庭児童育成室」…保護者が仕事などで昼間に自宅にいない場合などに、指導員のもと、子どもの生活の場を提供するものです。サービスの利用にあたっては、一定の利用料が発生します。</p> <p>6 ページ</p> <p>問16-5 小学4年生以降の放課後の過ごし方について、どのようなことを望みますか。(1つに○) 「1.」を選択した場合は、枠内に具体的な数字を入れてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 留守家庭児童育成室を利用したい → 小学 ( ) 年生まで利用したい</li> <li>2. 太陽の広場 (こどもプラザ事業) を利用したい</li> <li>3. スポーツクラブや学習塾などの習い事をさせたい</li> <li>4. 子どもに自宅の留守番をしてもらう</li> <li>5. その他 ( )</li> </ol> </div> <p>※「太陽の広場 (こどもプラザ事業)」…地域のみなさんの協力により、放課後や週末に小学校や公民館で、自由遊び、学習、スポーツ、文化芸術活動などを体験するものです。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。</p>	<p>2 ページ</p> <p>問10 お子さんの子育てや教育について、気軽に相談できる人や場所であてはまるものをお答えください (すべてに○)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 配偶者</li> <li>2. ご自身や配偶者の親、親せき、(同居している) 家族</li> <li>3. 友人や知人</li> <li>4. 近所の人</li> <li>5. 小学校の先生</li> <li>6. 留守家庭児童育成室の指導員</li> <li>7. 児童会館・児童センターなどの子育て支援施設やNPOなどの子育て支援団体</li> <li>8. ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾などの習い事の先生</li> <li>9. 民生委員・児童委員、主任児童委員</li> <li>10. かかりつけの医師</li> <li>11. 市役所の教育相談の窓口</li> <li>12. こども発達支援センター (地域支援センター) の職員</li> <li>13. 携帯電話やインターネットの交流サイト</li> <li>14. 相談できる人はいない</li> <li>15. その他 ( )</li> </ol> </div> <p>※「留守家庭児童育成室」…<u>放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)</u> のこと。保護者が仕事などで昼間に自宅にいない場合などに、指導員のもと、子どもの生活の場を提供するものです。サービスの利用にあたっては、一定の利用料が発生します。</p> <p>6 ページ</p> <p>問16-5 小学4年生以降の放課後の過ごし方について、どのようなことを望みますか。(1つに○) 「1.」を選択した場合は、枠内に具体的な数字を入れてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 留守家庭児童育成室を利用したい → 小学 ( ) 年生まで利用したい</li> <li>2. 太陽の広場 (こどもプラザ事業) を利用したい</li> <li>3. スポーツクラブや学習塾などの習い事をさせたい</li> <li>4. 子どもに自宅の留守番をしてもらう</li> <li>5. その他 ( )</li> </ol> </div> <p>※「太陽の広場 (こどもプラザ事業)」…<u>放課後子供教室</u>のこと。地域のみなさんの協力により、放課後や週末に小学校や公民館で、自由遊び、学習、スポーツ、文化芸術活動などを体験するものです。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。</p>